

問い合わせ先

(EY India 駐在)

山口 哲男・松田 博司
早坂 周子・中原 孝博
本山 禎晃

(EY Japan 駐在)

城市 武志・黒田 景子

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

tetsuo.yamaquchi@in.ey.com

hiroshi.matsuda@in.ey.com

shuko.hayasaka@in.ey.com

nakahara.takahiro@in.ey.com

sadaaki.Motoyama@in.ey.com

joichi-tksh@shinnihon.or.jp

kuroda-kk@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2016 年 4 月号

1. 【投資】プレスノートの公表
2. 【税務】EPC/ターンキープロジェクトにおけるAOPの明確化
3. 【投資】インド競争委員会が企業結合制限を緩和
4. 【税務】移転価格調査手続きに関するガイドラインを改訂
5. 【税務/投資】2016年国家予算案-セクター別ハイライト
(不動産・インフラ・自動車・ライフサイエンス・小売&消費者製品・ロジスティクス・テクノロジー・スタートアップ・石油&ガス・メディア・エンターテインメント・電気通信セクター)



EY

Building a better
working world

予算国会の前半戦を終え、モディ首相は核安全保障サミットで訪問した米国で、安部首相と首脳会談を行いました。国会後半戦を控え、保険、年金セクターへの投資に関するプレスノートが発表されたのに続き、電子商取引にかかるプレスノートが発表され、即日施行となりました。スタートアップ・インディア政策との相乗効果で電子商取引業界への投資の加速、周辺業界への波及効果が期待されます。また、EPC/ターンキープロジェクトにおけるAOPの明確化や、企業結合の制限が緩和されました。本稿ではこれらの概要に加えて、予算案が与えるハイライトをセクター別にご紹介します。

1. 主要な経済政策の提案

プレスノートNo	概要
プレスノート 1	<p>従来のFDIポリシーでは、1999年保険規制開発庁法のもとで認定された、インド保険会社、保険ブローカー、契約管理代行者、代理店、損害保険鑑定人、保険仲介人他の保険への第3者への外国投資(ポートフォリオ投資含む)は49%まで認められる。そのうち、外国投資は26%まで自動認可ルートで認められる。26%超49%までの外国投資は、1938年保険法の規や他の条件を遵守することを条件にFIPBの事前認可ルートで認められる。</p> <p>DIPP(産業政策促進局)は2016年プレスノート1を発行することによって、1999年保険規制開発庁法のもとで認定された、インド保険会社、保険ブローカー、一、契約管理代行者、代理店、損害保険鑑定人、保険仲介人他の保険への第3者への外国投資を49%まで自動認可で許可することを決定した。3月23日から施行する。</p>
プレスノート 2	<p>従来のFDIポリシーでは、年金セクターへの外国投資(ポートフォリオ投資含む)は49%まで認められる。そのうち、外国投資は26%まで自動認可ルートで認められる。26%超49%までの外国投資は、FIPBの事前認可ルートで認められる。</p> <p>DIPPは2016年プレスノート2を発行することによって、年金セクターへの外国投資を49%まで自動認可で許可することを決定した。3月23日から施行する。</p>
プレスノート 3 Please click here for the alert	<p>DIPPはプレスノート3を発行し、電子商取引におけるFDIポリシーに関して、明確化を行った。特徴は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 電子商取引とは、「デジタルや電子ネットワーク上でデジタル製品を含む商品やサービスの売買」を意味すると定義されている。デジタルや電子ネットワークはWebページ、エクストラネット、携帯電話など自動化された方法で利用されるコンピュータのネットワーク、テレビチャンネル及びその他インターネットアプリケーションを含みます。 ▶ 電子商取引の企業とは、電子商取引事業を行う、インド会社、外国会社、オフィス、支店又は代理店を意味すると定義されています。 ▶ 自動承認ルートで100%のFDIがマーケットプレイス型の電子商取引に許可されています。電子商取引企業が、買い手と売り手の間のファシリテーターとして、デジタルや電子ネットワーク上の情報技術プラットフォームで取引の場(マーケットプレイス)を提供することを意味すると定義されている。 ▶ FDIは在庫ベース型の電子商取引には許可されていない。在庫ベース型の電子商取引とは、電子商取引企業が所有する物品やサービスの在庫を、直接消費者に販売する電子商取引活動を意味すると定義されている。 ▶ マーケットプレイス型の電子商取引へのFDIは次の条件を満たせば許可される。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ マーケットプレイス型電子商取引企業は、企業間取引(B2B)プラットフォームで登録された売り手との取引に限り許可される ▶ マーケットプレイス型電子商取引企業は売り手に倉庫、物流、受注処理、コールセンター、代金回収、その他支援サービスを提供することが許可される ▶ マーケットプレイスを提供する電子商取引企業は、在庫の所有はせず、そのような在

	<p>庫の所有を行う在庫ベース型の電子商取引についてFDIは認められていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ マーケットプレースを通して、ひとつのベンダーまたはそのグループ会社が電子商取引企業の売上高全体の25%を超えてはならない。これは主に、一部の買い手/グループ会社だけが単一の市場プラットフォームを通して、物品を販売することを原則として制限するためである ▶ 市場で売られるモノ/サービスの売り手の名前、住所、連絡先といった詳細が明確に表示されなければならない ▶ 販売後の顧客への商品の納品、顧客満足、モノ/サービスの保証は売り手側の責任となる ▶ 売上回収代金は、RBIが発行するガイドラインに沿い、電子商取引企業がエスクロー口座/ノーダル口座に保管する必要がある ▶ マーケットプレースを提供する電子商取引企業は、直接的、間接的にモノやサービスの価格に影響を与えてはならない ▶ プレスノートで、サービス業界におけるFDIポリシーの条件、適用される法律/規制、セキュリティやその他条件を遵守することで、電子商取引事業は自動ルートで認められることが規定された
--	---

2. インド当局がEPC(事業施設の設計、設備機械の調達、事業施設の建設などの一括契約)/ターンキープロジェクトにおけるAOP(Association of Person)を明確化

インド税制の最高機関である CBDT は通達により明確化をしました。この通達は、大型のインフラストラクチャプロジェクト、特に EPC やターンキープロジェクト遂行のために結成されたコンソーシアムが AOP として扱われない場合の基準について述べています。なお、当該通達は独立/非関連当事者同士のコンソーシアムに限ります。詳細はこちらをご覧ください。 [Please click here for the alert.](#)

3. インド競争委員会(CCI)が企業結合の制限を緩和

本稿は、2016年3月4日付けで通達S.O. 673(E)、S.O.674(E)およびS.O.675(E)に基づく2002年競争法の改正を要約したものです。M&Aに関する既存のガイドラインを簡素化することを目的として、インド企業省(MCA)はCCIへの通知の対象となる制限額の緩和を行いました。

MCA は、M&A を奨励し、企業結合を模索する企業の過剰な負担を避けるため、2002 年競争法第 5 項に基づく CCI への通知の対象となる M&A の緩和を行いました。これはインドにおけるビジネスのしやすさの改善に向けての歓迎すべき第一歩といえます。

詳細はこちらをご覧ください。 [Please click here for the alert.](#)

4. インド税務当局が 移転価格調査手続きに関するガイドライン改訂版を発行

本稿は直接税中央委員会(CBDT)が、2016年3月10日に発行した2016年No.3指針(新ガイドライン)要約したものです。これは、税務調査官(AO)が、国外関連取引や特定の国内取引にかかる移転価格調査事案を選定する際のガイダンスを規定しています。

CBDT は 2003 年 No.3 指針(事案の選定は、特定の税務年度に行った国外関連取引の金額基準をベースに行われていた)にかえて、リスクパラメータベースで移転価格事案を選定するよう、2015 年 10 月、2015 年 No. 15 指針(更新ガイダンス)を発行しました。しかしながら、ステークホルダーからの提案に基づき、新ガイドラインが発行されました。

新ガイダンスは、コンピュータ支援セキュリティ選定システム(CASS)で移転価格リスクパラメータに基づき、事案は選定されることを再確認しているものの、状況により調査官の判断で調査事案は個別に選定される必要性も示しています。新ガイダンスはまた、移転価格調査を行う一義的な責任は、専門の移転価格調査官に

あることを明確化しています。新ガイダンスは、国外関連取引や特定の国内取引にかかる事案に関して即日施行となります。

CBDT が発行した移転価格事案選定のための新ガイダンスは、税務行政上の観点から、よりターゲットを絞った選定、限られたリソースのよりコスト効率の高い使用につながることが期待されます。移転価格調査官は数を限定して複雑な事案を調査することになるので、調査手続きはより詳細かつ徹底的なものとなることが予想されます。

新ガイダンスは、税務調査官が考慮するであろう移転価格リスクパラメータを識別していないものの、納税者は、インドで移転価格リスクを示唆する典型的な要素、例えば、グループ内役務提供や無形資産に対する支払い、税税率国に所在する関連企業との金額の大きい取引、金額の大きい広告宣伝・マーケティング・販売促進費用、過剰債務、リスク限定企業等々留意する必要があるといえます。従って、新ガイダンスを踏まえると、今後、3CEB(移転価格証明)での開示や報告は、ペナルティの観点から問題となるだけでなく、調査リスクの観点からも問題になってくるといえるでしょう。

これまで多くの中小企業も移転価格調査の対象となっていたので、インドでは、移転価格調査が必須となる国外関連者との金額基準の低さは、いつも懸念材料でした。このことは、調査を実行するうえでリソースに制約のある税務当局にとってもプレッシャーとなっていました。CBDT による明確化及び指針の発行は、税務訴訟をできるだけ減らし、対立のない税務環境を醸成しようとする政府の目的と一致します。

さらに、OECDのBEPS(税源委譲と利益移転)行動計画13に係る報告書の勧告に沿って、インドの2016年財政法案でCbCR(国別報告書)とマスターファイルを所得税法にとり入れることを提案しており、移転価格文書制度の強化により、移転価格調査や審理において、適切な事案の効果的なリスク識別及び評価を促すことになるものと期待されます。

5. 2016年国家予算案-業界別ハイライト

2016年2月29日、財務大臣は2016-17年度の国家予算案を発表し、議会に提出しました。予算案は主に「9つの明確な柱を軸に変革へ向けてのアジェンダ」に基づいています。本稿では、各セクター毎のハイライトの一部を取り上げます。詳細はセクター別レポートをリンク先からご覧ください。

セクター	ハイライト
不動産 Please click here for the alert on proposals impacting Real estate sector	<ul style="list-style-type: none"> ▶ FY15-16 の1人当たり国民純所得(実勢市場価格で)は、前年の 86,879 ルピーから 93,231 ルピーに上昇(7.3%増) ▶ 不動産や住宅の保有は、インド総付加価値の 8%を構成し、9.1%成長。 ▶ ただし、国内外の成長が弱含み、建設セクターの FY15-16 における成長率は 3.7%で、前年に比べ落ち込んだ。今後、住宅販売の低迷により、未販売住宅の在庫が増える見込み ▶ 政府は最低面積や資本金要件を撤廃し、FDI ポリシーを緩和したことが功を奏し、建設業界(インフラ活動、タウンシップ、住宅、インフラ建設、建設開発プロジェクト)における FDI 資本流入額は、FY15-16 の 4 月から 10 月だけで、115 億ドルと増大傾向にある(前年通期で 164 億ドル) ▶ ホテルや旅行業界における FDI 流入額は、FY15-16 の 4 月から 10 月だけで、7 億 1,400 万ドル(前年は通期で 7 億 7,700 万ドル) <p>(直接税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ SPV がビジネストラスト(不動産投資信託:REIT やインフラ投資信託:InvIT の総称)への配当に対する配当分配税(DDT)を免除 ▶ 低価格帯住宅デベロッパーに対する優遇:利益の 100%控除 ▶ 住宅購入する個人への優遇:住宅ローンの支払利息に対する追加控除 <p>(間接税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 複合施設、建物、土木構造物の建設における、サービス税計算時の減額率を 70%に均一へ

<p>インフラ Please click here for the alert on proposals impacting Infrastructure sector</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ インフラセクターの FY15-16 の 4-12 月における成長率は 1.9%(前年同期比 5.7%)。 ▶ 電気、肥料、石炭、セメントはプラス成長、原油、ガス、鉄鋼セクターはマイナス成長。 ▶ FY15-16 の 4-12 月におけるインフラサービスの成長率は、鉄道輸送(1.3%)、国内旅客空輸(7.8%)、国際旅客空輸(20.4%)、国際貨物輸送(5.8%)、国内貨物輸送(6.1%)と前年同期比で改善がみられた ▶ 多くの政策発動により、FDI 流入額の増加、インフラセクターのパフォーマンス改善の効果が始まっている。しかし、鉄道、プロジェクトの停滞、交通渋滞や電力不足などの問題に直面している ▶ 国家投資インフラ基金(NIIF)が、非銀行金融会社(NBFC)に資金供給支援を行うことが承認された。鉄道、道路、灌漑事業のため非課税のインフラ債券の発行が認められた。 ▶ 1,177km の国家高速道路(NH)や 4,276km の州道等が承認 ▶ 2016 年鉄道予算で、鉄道インフラの拡張、アップグレード、近代化に対して政府はコミットメント。 ▶ 鉄道の資本的支出とともに、道路や鉄道等に対する総支出額は、2 兆 1,800 億ルピーにのぼる(対前年比 22%増) ▶ 道路や公共交通での効果的な乗客輸送のため、自動車法の改正 ▶ 船舶セクターでは、政府はグリーンフィールドの港湾をインド西部および東部に開発を計画 ▶ 民間航空セクターでは、サービスが行き届いていない、あるいは十分でない空港や滑走路再生のため、政府は行動計画を策定 ▶ 発電源多様化のため、政府は次の 15 年から 20 年にわたる包括的な計画を策定。原子力発電への投資を増大 ▶ 官民パートナーシップ(PPP)方式でインフラセグメントへの投資を増大させるため、3 つの取組みが発表された。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共事業(紛争解決)法案を 2016-17 年度に導入 ▶ PPP(コンセッション方式)の再交渉のためのガイドライン発行 ▶ インフラプロジェクトの新信用格付けシステムの開発 <p>(直接税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ タックスホリデーや控除の段階的廃止 <ul style="list-style-type: none"> ▶ インフラ施設の開発・運営・保守活動を 2017 年 4 月 1 日以降に開始する場合は、利益に連動した控除もタックスホリデーもなし ▶ コールドチェーン、農業生産物保管倉庫設備、低価格帯住宅プロジェクト、肥料の生産及び病院に関して発生した資本的支出にかかる追加控除は、2017 年 4 月 1 日から 100%(現在 150%) ▶ 電力セクターへの優遇拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 20%の割増償却が送電事業者にまで拡大 ▶ 非公開会社が保有する株式の譲渡に対する長期キャピタルゲインは 10%の軽減税率の適用対象であることが明確化 ▶ 一定の外国企業に対する最低代替税(MAT)非課税の明確化
<p>自動車 Please click here for the alert on proposals impacting Automobile sector</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 以下のポジティブな面により、自動車セクターは促進 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 道路セクターに 9,700 億ルピーの割当て ▶ 自動車法の改正により、乗客輸送により多くの民間の参画 ▶ 投資控除や雇用創出の税制インセンティブ適用要件の緩和これらは国内需要に拍車をかけるでしょう。 <p>(直接税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 雇用創出に関する優遇税制の適用拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新規雇用の従業員に支払われる賃金のうち 30%を追加控除できる優遇税制については従来製造業に限定されていたが、今後全てのセクターに対して適用を拡大 ▶ 発生した従業員の費用に対して可能な控除額は月額総報酬額 25 千ルピーまで ▶ 控除の適用要件も緩和 ▶ 投資控除の範囲の合理化 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 現在投資控除は取得および据付が同一年度に完了した場合にのみ適用が可能

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ これに対して、取得が過年度であった場合でも、据付が 2017 年 3 月 31 日までに完了した場合には投資控除が適用可能になることが提案されている。この場合、控除は据付完了の年度に行われる。 ▶ 100 万ルピー超の自動車購入時、1%の源泉税徴収(6 月 1 日施行) (間接税) ▶ 電動車を製造するのに必要な特定の部品にかかる基本関税免除、相殺関税及び物品税 6%の軽減税率が無期限で延長。ハイブリッド車のためのエンジンもこの対象となる。 ▶ 設計図、製図、デザインの基本関税免除が、3 月 1 日から取消され、10%(3 月 1 日施行) ▶ 都市部の大気汚染と渋滞の緩和のため、自動車販売に 1-4%の税率のインフラ税を導入 ▶ 自動車の HS コードの変更に伴い、2017 年 1 月 1 日から関税/物品税の各スケジュールに取り込まれる
<p>ライフサイエンス Please click here for the alert on proposals impacting Life Sciences sector</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国家ヘルスマッションのもと、国家透析サービスプログラムを官民パートナーシップ (PPP) 方式でスタート ▶ 新医療保障スキームで、インド人口の 3 分の 1 の加入を目指す。 ▶ 1 世帯当たり、10 万ルピーまで健康保険を提供。高齢者には、それに加えて 3 万ルピーまでのパッケージ。 ▶ 安価で良質な薬品供給を促進するため、首相の Jan Aushadhi Yojana のもとで、2016-17 年度に 3,000 の店舗を新設し、ジェネリック薬品を供給。 (直接税) ▶ 特許収入に対する優遇税制の導入 <ul style="list-style-type: none"> ▶ インドの居住者が開発した特許又はインドに登録されている特許が対象 ▶ 当該ロイヤルティ収入に対してロイヤルティ総額に 10%課税(プラスサーチャージと教育目的税) ▶ 殺菌された、使い捨ての透析装置や人口腎臓のマイクロバリアは物品税免除(3 月 1 日施行) ▶ 農業の支援・農家の福祉に充てるため、全ての課税対象サービスに 0.5%の Krish Kalyan Cess(農業福祉税)を導入(6 月 1 日施行)
<p>小売&消費者製品 Retail & Consumer Products sector</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小売業界を奨励するために、中央政府は、州政府向け Shops & Establishment モデル法案を公表し、自発的に採用するよう求めている。法案では、モールと同様、適切な労働者保護を条件に小売店が週 7 日間、営業できるよう規定している。 ▶ 加工食品の小売に 100%FDI を自動認可ルートで認める (直接税) ▶ インドの非居住者が特定のサービス提供を非居住者から受けた場合、支払額の 6%が平衡税(Equalization Levy)として課税(デジタルエコノミーへの対応) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 特定のサービスは、オンライン広告関連のサービスが対象 ▶ 平衡税の納付は支払者が控除のうえ納付する必要 ▶ 但、サービスの対価が 10 万ルピー以上の場合のみ対象 ▶ 20 万ルピー超の物品/サービス購入時、1%の源泉税徴収(6 月 1 日施行) (間接税) ▶ 全ての課税対象サービスに課されることになる 0.5%の Krish Kalyan Cess(農業福祉税)は、製造業の売上物品税と相殺控除はできない。 ▶ 紛争解決スキーム、仕入税額の配分方法、延滞利息の軽減の導入や、コンプライアンス負担軽減を目的にした税制改革は、ビジネス上の懸念のいくつかに対処するものである。
<p>ロジスティクス Logistics sector</p>	<p>海運/空輸 (輸入貨物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 海上貨物輸送サービスは、サービス税の対象(6 月 1 日施行) ▶ 国内の海運会社は貨物輸入にサービス税を課すようになり、海外の海運会社による貨物輸入の場合、サービス受領者がリバーチャージでサービス税を納付しなければならない。

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 非居住の海運会社が非居住のサービス受領者へ海上輸送する場合は、引き続き、非課税。 ▶ 海上輸送費は、関税法上、関税評価額の一部をなすものである。そのため、海上輸送費にサービス税を課すと、特定の場合、二重課税となる可能性がある。 ▶ 空輸貨物サービスは、引き続きサービス税はかからない。 <p>(沿岸輸送)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 現在、CENVAT クレジット(仕入税額控除)できないまま、30%のサービス税が課されているが、CENVAT クレジットできるよう改正された。 ▶ 冷蔵コンテナ輸入の基本関税率が 10%から 5%に、物品税が 12.5%から 6%に引き下げられた。 <p>(陸上輸送)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ エアコン付き車両での乗客輸送は、サービス税の対象(6月1日施行) ▶ 各種輸送サービスについて、減額率や条件の合理化(6月1日施行)
<p>テクノロジー Technology sector</p>	<p>(間接税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ パソコン(ラップトップ/デスクトップ)製造に必要な実装基盤の特別追加関税の免除を取消し ▶ 携帯電話やタブレットコンピュータの実装基盤は特別追加関税の対象 ▶ 半導体ウエハや LCD 製造のための、関税分類上二桁 84、85、90 の機械、電装品、他の器具、部品(実装部品以外の)は基本関税と特別追加関税を免除 ▶ 半導体チップの組立、テスト、マーキング、包装のための、関税分類上二桁 84、85、90 の機械、電装品、他の器具、部品(実装部品以外の)は基本関税と特別追加関税を免除 ▶ 携帯電話製造のために使用される充電器、アダプター、バッテリー、ヘッドフォン、スピーカーの基本関税および特別追加関税の免除を取消し ▶ 携帯電話製造のために使用される充電器、アダプター、バッテリー、ヘッドフォン、スピーカーの製造に必要な部材の基本関税および特別追加関税の免除を取消し ▶ LCD、LED、テレビ製造のための有機 LED パネルの輸入に際し、基本関税の免除に、実際のユーザー要件を導入 ▶ 小売価格の申告を要しない、メディアに記録されている IT ソフトウェアについて、その IT ソフトウェアの価額に相殺関税/物品税は免除されるが、サービス税が課される ▶ スマートウォッチ等を MRP ベースで輸入する場合は、減額率 35% ▶ ケイ砂に対する基本関税が 5%から 2.5%に引下げ ▶ マイクロヒューズ、サブミニチュアヒューズ、リセットブルヒューズ、温度ヒューズの製造に使用される特定の原材料と資本財について基本関税を免除 ▶ みなし製造や MRP(最大小売価格)評価にかかる物品税の規定は、スマートウォッチ(減額率 30%)にも適用 ▶ 携帯電話製造のために使用される充電器、アダプター、バッテリー、ヘッドフォン、スピーカーに基本物品税 2%(CENVAT クレジットなし)あるいは 12.5%(CENVAT クレジットあり) ▶ ルーター、ブロードバンドモデム、セットトップボックス、デジタルビデオレコーダー、CCTV カメラ等には基本物品税 4%(CENVAT クレジットなし)あるいは 12.5%(CENVAT クレジットあり) ▶ インターネット、テレビ等へのアクセス向上のため、ルーター、ブロードバンドモデム、セットトップボックス製造に使用される部品やアクセサリーには物品税免除 ▶ 小売価格の申告を要する、メディアに記録されている IT ソフトウェアは、物品税や相殺関税の対象となり、サービス税は免除される。
<p>スタートアップ Startups</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ インドでの事業立上げ環境は近年、急速に発展し、インドは世界の中で事業立上げのホットスポットのひとつとなった。FY15-16 年度の経済調査でも、インド経済における事業立上げの重要性が明瞭に示されており、インドは 19,400 社もの技術活用の新規事業会社が存在し、2015 年度上半期だけで、35 億ドル以上の投資を引き付けてきた。 ▶ 政府は事業立上げをし易い環境の醸成の必要性を認識しており、最近、スタートアップ・インドア行動計画を公表、事業立上げに際し、一連の緩和措置を提案してきた。 <p>(直接税)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ スタートアップ・インディア行動計画の公表に続き、特定の条件を満たせば、新規事業会社にタックスホリデーを提供することが提案されている。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「適格新規事業会社」のみタックスホリデーを享受できる ▶ 「適格事業」から得られた所得について、タックスホリデーとして 100%控除可 ▶ 設立後 5 年間に於いて、3 年連続する年度においてタックスホリデーを享受できる ▶ タックスホリデーは 2016-17 年度から適用可 ▶ 新規事業会社は以下の会社を指す <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2016 年 4 月 1 日以後 2019 年 4 月 1 日前に設立された会社 ▶ 2016 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日までの間の、任意の会計年度に売上高が 2 億 5 千万ルピー以下の会社 ▶ 省庁間証明書委員会から適格事業の証明書取得した会社
<p>石油&ガス Oil & Gas sector</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自給自足を目指し、高コスト、高リスクにより現在、採掘されていない、深海、超深海、高温高圧地域からのガス産出にインセンティブを 2 つの方法を通じて与える <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市場メカニズムに基づく価格設定 ▶ 代替燃料の荷揚げ価格に基づいて、上限価格を設定 ▶ 3 つの行動計画に沿って、官民パートナーシップ (PPP) を促進 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2016-17 年度公共事業 (紛争解決) 法案の導入 ▶ PPP (コンセッション方式) の再交渉のためのガイドライン発行 ▶ インフラプロジェクトの新信用格付けシステムの開発 ▶ インド政府は 2017 年に、インド農村部の最貧層 (BPL) の世帯に LPG を接続するため、200 億ルピーを割り当てた。 ▶ 2015 年末までに、約 1 億 8,200 万世帯への接続を達成しているが、さらにインド政府は LPG の接続を 2017 年度に最貧層の 1,500 万世帯に、3 年で 5,000 千万世帯に行うことを目標にしている。 <p>(直接税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国会社が、原油の戦略的備蓄の一環として保管や販売から得られる所得は免税。2015-16 年度から遡及施行 ▶ 鉱油や天然ガスの産出から得られる所得の控除を段階的廃止 (100%利益連動) <p>(間接税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 石油ガス事業に適用される関税免除が単一のエントリー (当該合理化は、1999 年以前に発行あるいは更新された石油開発ライセンスや鉱業ライセンスのもとで炭化水素の開発、生産活動に必要な輸入品にも拡大適用) に合理化。2016 年 3 月 1 日から施行 ▶ 1974 年石油産業 (開発) 法のもとで、国内で産出される原油に課される石油産業開発税は、百万トンあたり、4,500 ルピーから、従価税 20%となる。2016 年財政法案成立日から施行 ▶ 石炭、褐炭、泥炭に課されるクリーンエネルギー税 (クリーン環境税と名称変更) の表定率は、トン当たり 200 ルピーから 400 ルピーに。2016 年 3 月 1 日から施行 ▶ 共通の輸送パイプライン、あるいは他の輸送手段を通してある州から別の州へ運搬された、混合/代替性のあるガスは、州またぎで貨物が輸送されたときみなされる (CST の対象で、通知後に施行)
<p>メディア&エンターテインメント Media & Entertainment sector</p>	<p>(間接税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新たにサービス税の対象となるもの <ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府や関係部門が事業組織に提供する全てのサービスは、リバースチャージメカニズムで、2016 年 4 月 1 日からサービス税の対象 ▶ DTH ライセンスフィー、MIB ダウンリンクフィー、CBFC 認証フィー、各種登記料が支払われた場合、リバースチャージメカニズムでサービス税の対象 ▶ 政府が高周波スペクトルの使用权を割当て、続いて譲渡する場合、サービスに該当し、サービス税の対象。

<p>電気通信 Media & Entertainment sector</p>	<p>(直接税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 賦課年度 2017-18 年度から導入が予定されている、所得税法 35 条 ABA では、通信サービスのための電磁波のスペクトル使用権獲得に向けて実際支払った額を使用期間にわたっての償却を規定している。さらに、35 条 ABB はこの条項を準用する。 ▶ 賦課年度 2017-18 年度以前に支払われたスペクトルフィーの支払いについて、特に明確化されていない。 ▶ コミッションの性質を持つ支払いの源泉税率は、5%に引下げ <p>(間接税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府や地方当局が事業組織に提供する全てのサービス(不動産賃貸や 2016 年財政法案 66 条 D(a)(i)(te)(iii)に規定されているサービスを除く)は、リバースチャージメカニズムで、2016 年 4 月 1 日からサービス税の対象 ▶ 従って、通信オペレーターが政府(通信機関のような政府部門や地方当局含む)に支払うスペクトル使用料、ライセンス料等は、2016 年 4 月 1 日からリバースチャージメカニズムでサービス税の対象 ▶ 2016 年予算案で、政府が高周波スペクトル使用権を割当て、続いて譲渡する場合、1994 年財政法 66 条 E により申告サービスとなり、サービス税が課される。この改正は、財政法案を大統領が承認した日から施行となると提案されている。税務研究機関(TRU)はさらに、それは無形資産の販売ではないと明確化した。 ▶ 2016 年 4 月 1 日からスペクトル使用権割当てに支払われるサービス税のクレジットは、使用権割当て年数にわたって、段階的に使用可能である ▶ 2016 年財政法案が大統領の承認を受ける日以前に起きたスペクトル使用権割当てにも、サービス税が課されるのか、吟味が必要である。 ▶ メディアに記録されている IT ソフトウェア(小売価格)はサービス税は免除されるが、物品税や関税の対象となる。 ▶ 2005 年 3 月 1 日付けの通知 24/2005 による特定の通信設備に関する基本関税の免除は、2014 年 7 月に改正され、取り消された。しかし、それに並行して発行された通知、2012 年 3 月 17 日付け税関 No.12/2012 があり、通信設備に関して基本関税の免除を認めていた。 ▶ しかし、2016 年予算案で、税関 No.12/2012 による基本関税の免除が取り消された。 ▶ 従って、規定の通信設備は、2016 年 3 月 1 日から、10%の基本関税が課される。 ▶ メイク・イン・インドゥアを促進するため、関税率が変更された。 ▶ 携帯電話製造のために使用される充電器、アダプター、バッテリー、ヘッドフォン、スピーカーの基本関税、相殺関税および特別追加関税の免除は取消し ▶ 次の物品について、基本関税、物品税、相殺関税、特別追加関税は免除される <ul style="list-style-type: none"> ▶ 携帯電話の充電器、アダプター、バッテリー、ヘッドフォン、スピーカーの製造に必要な部材、および充電器、アダプター、バッテリー、ヘッドフォン、スピーカーの製造に使用する部材 ▶ インターネット、テレビ等へのアクセス向上のため、ルーター、ブロードバンドモデム、セットトップボックス製造に使用される部品やアクセサリー ▶ 携帯電話やタブレットコンピュータの実装基盤は特別追加関税免除は取消され、同時に、2%の譲許特別追加関税が携帯電話やタブレットコンピュータの実装基盤に課される。実際のユーザー要件を満たす必要がある。 ▶ 携帯電話製造のために使用される充電器、アダプター、バッテリー、ヘッドフォン、スピーカーに基本物品税 2%(CENVAT クレジットなし)あるいは 12.5%(CENVAT クレジットあり) ▶ ルーター、ブロードバンドモデム、セットトップボックス、デジタルビデオレコーダー、CCTV カメラ等には基本物品税 4%(CENVAT クレジットなし)あるいは 12.5%(CENVAT クレジットあり)
--	--

コメント

2016年度国家予算案が発表されて早1ヶ月以上が経過しました。通常の税務調査期限が短縮化されることが提案されたため、FY2012-13年度の移転価格オーダーが本年10月末までに、そしてそれが組み込まれたドラフトオーダーが本年末までに発行されることになります。当局からの情報要求に、より適切かつ迅速に対応するための周到な準備が必要になります。また、KKC(農業福祉税)が6月1日から施行となります。顧客への説明やIT対応も急務といえるでしょう。EYも、予算案後の新しい税務環境に適合できるよう、企業のお役に立てればと考えております。。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。